

# 企画提案に係る質疑回答書

令和4年6月30日 質疑受付締切  
 令和4年7月4日 回答

野洲市上下水道料金システム構築業における企画提案に係る質疑について、下記のとおり回答します。

NO.	資料名称	頁	項目番号	該当項目	質問内容	回答
1	野洲市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル実施要領	1	3 11	予算額 企画提案の方法	「リース料の上限は月額400,000円(消費税額及び地方消費税を含む。)とする。ただし、リース料には保守費用は含まない。」旨の記載がございます。一方で、同資料の11. 企画提案の方法に記載のある表中の内訳書の内容では、様式第11号の記載方法として、「(6)月額リース料(消費税を含む)」は、「(3)保守費用(参考)」を合計する内容になっていると想定しております。 この様式第11号の「(6)月額リース料(消費税を含む)」と、「3. 予算額に記載のある「リース料」とは別のものであると理解してよろしいでしょうか。	別のものであるとの理解で良い。
2	野洲市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル実施要領	9	17 (4)	失格事項	「カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合」との記載がございますが、「参考見積書」とは、見積書(様式第9号)のことと解釈してよろしいでしょうか。	その解釈で良い。
3	野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル審査評価基準	5	2.2 (2)	②配点	「但し、(初期構築費用)とシステム稼働後5年間に要する(経常的保守費用)の総額が、当市の指定する提案上限金額を超えてはならないものとする。」との記載がございますが、「提案上限金額」とは、実施公告記載の「2. 見積限度額」や実施要領記載の「3. 予算額」とは異なるものであると解釈してよろしいでしょうか。	審査評価基準記載の、システム稼働後5年間に要する(経常的保守費用)は含まないものとする。提案上限金額とは、実施公告記載の「2. 見積限度額」や実施要領記載の「3. 予算額」と同じものであると解釈すること。

No.	資料名称	頁	項目番号	該当項目	質問内容	回答
4	野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル審査評価基準	5	2.2 (2)	②配点	「但し、(初期構築費用)とシステム稼働後5年間に要する(経常的保守費用)の総額が、当市の指定する提案上限金額を超えてはならないものとする。」との記載がございますが、「提案上限金額」はお示しいただけますでしょうか。	記載の「提案上限金額」とは月額400千円(税込み)とする。但し、審査評価基準記載の、システム稼働後5年間に要する(経常的保守費用)は含まないものとする。
5	野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル審査評価基準	6	2.2 (3)	b) 価格評価	「提案上限金額は月額400千円(税込み)であるが」との記載がございしますが、「月額400千円(税込み)」は従前の資料より保守費用を含まないものであると解釈してよろしいでしょうか。	その解釈で良い。
6	野洲市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル方式実施公告	4	7 (6)	失格事項	「カ 見積書の金額が、「2 見積限度額」にある額を超過した場合」との記載がございしますが、「月額400千円(税込み)」は従前の資料より保守費用を含まないものであると解釈してよろしいでしょうか。	その解釈で良い。
7	野洲市上下水道料金システム構築業務仕様書	8	5 (4)	その他周辺機器	①ハンデダイタ端末の「・単票用紙挿入用ガイドアダプタ」につきましては、現在、メーカーにて陸置商品となっておりますが、野洲市様単票用紙がセット可能な状態であれば、当該器具は不要でも問題無しとの認識でよろしいでしょうか。	その認識で良い。
8	野洲市上下水道料金システム構築業務仕様書	3	2 (3)	①構築期間	「インボイス対応の本稼働時期は令和5年8月1日とする」との記載がございしますが、インボイス対象帳票(納付書・検針票等)について、令和5年3月1日～令和5年7月31日迄は、現行踏襲の帳票レイアウトで運用とし、令和5年8月からはインボイス制度に対応した帳票レイアウトでの運用との認識でよろしいでしょうか。	その認識で良い。
9	野洲市上下水道料金システム構築業務仕様書	6	4 (5)	データ移行	「③調定情報は、更正履歴を含み全てを移行対象とする。」との記載がございしますが、請求履歴情報も移行対象という認識でよろしいでしょうか。	その認識で良い。

NO.	資料名称	頁	項目番号	該当項目	質問内容	回答
10	野洲市上下水道料金システム構築業務仕様書	6	4 (5)	データ移行	「③収納情報(選付・充当含む)は、分納履歴を含み全てを移行対象とする。」との記載がございますが、充当等の預り金履歴情報も移行対象という認識でよろしいでしょうか。	その認識で良い。